「あかん！くるまの不正改造！」

6月は「不正改造車排除運動」強化月間です

我が国の自動車保有台数は、令和元年 10 月末現在で 8,200 万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっている一方、交通事故の発生状況は依然として厳しく、また、大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善状況がみられるものの、交通量の多い地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっています。

特に、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、誤認を招く灯火の色の変更、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取り外し、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。また、大型車の速度抑制装置（スピードリミッター）の解除又は不正な改変等の不正改造が社会的な問題となっており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっています。

国土交通省では、このような状況を改善し、車両の安全確保及び環境保全を図ることにより、国民の安全、安心を確実に確保していくため、令和2年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、特に6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととします。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

この期間中、近畿運輸局が中心となって、次のような行事が展開されます。

① 広報活動の推進
② 不正改造車を対象とした街頭検査及び指導の実施
③ 不正改造の防止に関する研修会及び講習会の開催
④ 不正改造車に重点をおいた監査及び査察の実施
⑤ 不正改造車に関する情報の収集及び調査

当協会としても、この運動の趣旨に賛同し、積極的に協力することとしましたので、会員各位におかれては、特に次の事項に留意され、不正改造車の排除に努めて下さい。

記

① 「不正改造車排除運動」のポスター等は運動期間以降も継続して掲示すること。
② 保安基準に適合する車両を使用すること。
③ 登録後に車両の改造が必要となった場合、自動車整備事業者、自動車販売店に

相談し、正規の手続きを行い、不正な二次架装の防止を徹底すること。

④　運転者に対し、本運動の主旨、実施事項、不正改造事例、不正改造防止に関する留意事項等について指導し、不正改造防止の徹底を図るとともに、速度制限装置の不適切な取り外し及び燃料ポンプの封印の取り外し等によるディーゼル黒煙の悪化の防止、騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し又は基準不適合マフラーの装着についても周知・指導を行うこと。

⑤　運動実施責任者を選任するとともに、従業員等の車両を含む所有車両、整備実施体制及び管理体制等について点検を行うこと。

⑥　保安基準の緩和車両は保安上の制限（積載物品等の制限）を遵守して使用すること。

⑦　不正改造車等に関する情報提供・ご相談・お問い合わせは、

近畿運輸局　（☎０６－６９４９－６４５３　不正改造車・黒煙相談窓口）、

大阪運輸支局（☎０７２－８２２－４３７４　不正改造車・黒煙相談窓口）

で受付けています。（受付時間　午前９時～午後５時）

不 正 改 造 防 止 自 主 点 検 票

点検の実施日	年　月　日	点検の実施者	職責	
			氏名	
事業者名				
事業場名				

点検事項	点検内容		チェック欄 適	チェック欄 要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(　　台)
		従業員車両	無	有(　　台)
		販売車両	無	有(　　台)
		その他	無	有(　　台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。